

News Release

令和 2 年 3 月 1 6 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

業務改善命令に関する意見聴取について回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた、関西電力株式会社に対する電気事業法第27条第1項及び第27条の29において準用する同項の規定に基づく業務改善命令について、命令することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しましたのでお知らせします。

概要

経済産業大臣より、電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づき、令和元年 9 月 27 日付け「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」(20190927 資第 12 号)により、関西電力に対して求めた報告について、その内容を検証したところ、問題が認められたため、電気事業法第 27 条第 1 項及び第 27 条の 29 において準用する同項の規定に基づき、同社に対して業務改善命令を发出することにつき電力・ガス取引監視等委員会に意見の求めがあり、命令することに異存はない旨、経済産業大臣に回答したことをお知らせします。

本ニュースリリースは、第 257 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤
担当者:小柳、鈴木、新海
電 話:03-3501-1529
F A X:03-3501-1540